

# 伊達市一般廃棄物処理基本計画

平成 28 年 7 月策定

令和 8 年 3 月改定

伊 達 市



# 目次

<b>第1章 計画見直しの基本的考え方</b>	
第1節 計画見直しの趣旨.....	1
第2節 計画の位置付け.....	1
<b>第2章 地域概要の把握</b>	
第1節 地理的、地形的特性.....	3
第2節 地勢.....	3
第3節 気候的特性.....	3
第4節 人口動態.....	4
第5節 産業動向.....	5
<b>第3章 一般廃棄物処理の現状</b>	
第1節 一般廃棄物排出の状況.....	7
第2節 一般廃棄物処理・処分の状況.....	8
第3節 一般廃棄物排出量等の状況.....	9
第4節 一般廃棄物処理の評価と課題.....	15
第5節 一般廃棄物発生量及び処理量の見込み.....	17
<b>第4章 一般廃棄物処理基本計画</b>	
第1節 基本方針等（目標年次）.....	18
第2節 計画の数値目標.....	18
<b>第5章 計画実現への取り組み</b>	
第1節 一般廃棄物排出抑制のための方策に関する事項.....	22
第2節 一般廃棄物処理基本計画の取り組み.....	23
第3節 計画の推進方法.....	26
第4節 計画の進行管理.....	26

# 第1章 計画見直しの基本的考え方

## 第1節 計画見直しの趣旨

高度経済成長に伴う大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、私たちの生活に物質的な豊かさを与えましたが、一方では、資源の浪費や地球温暖化などの地球規模の問題が深刻さを増すばかりでなく、私たちの身近においても様々な環境問題を引き起こしています。

ごみに関する市民の関心は年々高まっており、ごみ出しマナー、減量・リサイクル、不法投棄防止など多種多様であり、循環型社会の形成を進めていくことが課題となっています。

このような状況を踏まえ、国は、令和6年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、関係法や個別政策の実行に向けた動きを進めています。また、福島県（以下「県」という。）では、循環型社会形成をより一層推進するため、令和3年12月に「福島県循環型社会形成推進計画」を改定し、ごみ処理に係る課題点やごみ排出量の減量目標を明確化し、新たな取り組みを県内市町村に求めるなどの方針を示しています。

本市では、平成28年7月に策定した「伊達市ごみ処理基本計画（以下「本計画」という。）」に基づいて、市民や事業者の協力を得ながら適正なごみ処理を推進してきました。

近年、本市のごみ排出量は減少傾向にあります。1人1日当たりのごみ排出量は本計画に掲げた目標値には達していない状況にあります。

本計画策定から10年目をむかえるにあたり、これまでの本市におけるごみの状況や課題を整理し、今後の更なるごみの減量化、資源化を推進するため、本計画の見直しを行います。

## 第2節 計画の位置付け

### 1 他の計画等との関係

本計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条に基づき策定するもので、本市における計画的なごみ処理を推進するための基本方針となるものです。ごみ排出抑制から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるため、関連法令や計画、福島県及び伊達地方衛生処理組合の計画及び本市の総合計画・環境基本計画等の上位計画と整合を図りつつ、必要な事項を定めます。

### 2 計画の対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。

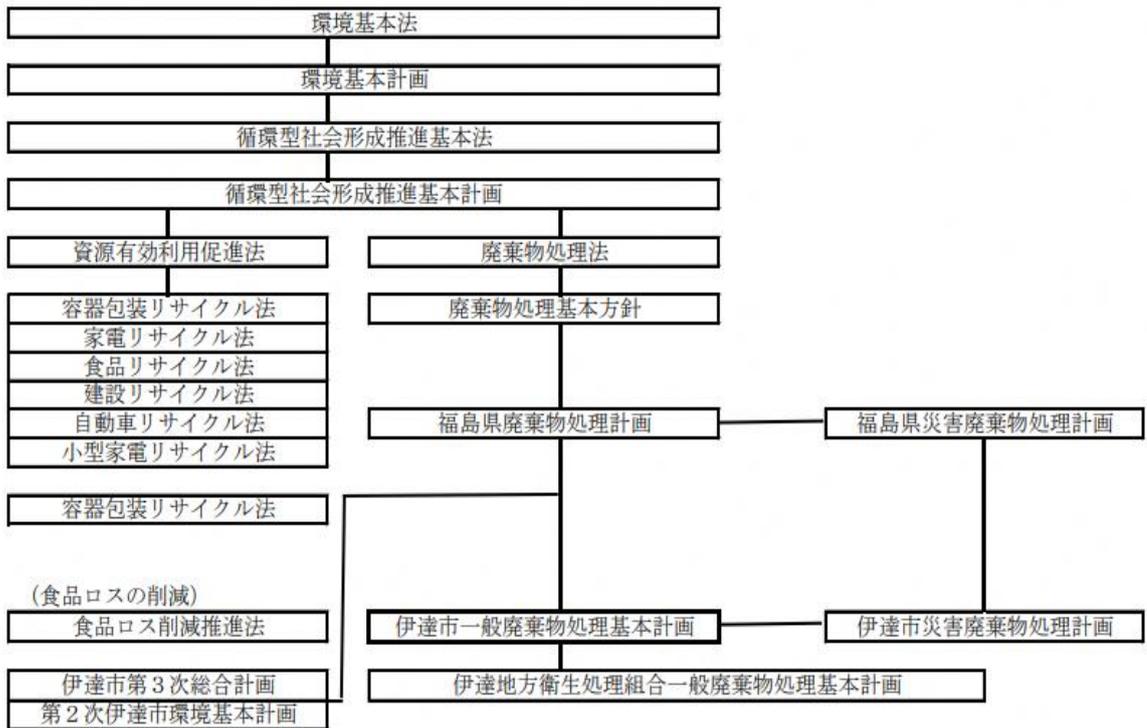
### 3 計画の範囲

本計画は、市内の家庭・事業所から排出される一般廃棄物を対象とします。

### 4 計画期間

見直し後の計画期間は、令和8年度から令和12年度の5年間とします。

図1-1 一般廃棄物処理計画と他の計画との関係



## 第2章 地域概要の把握

### 第1節 地理的、地形的特性

本市は、福島県中通り地方の北端に位置し、南は川俣町、東は相馬市、飯館村、宮城県丸森町、北は宮城県白石市、西は福島市、桑折町、国見町にそれぞれ接し、県都福島市の市街地まで約10kmの位置にあります。



### 第2節 地勢

本市は、阿武隈川流域に広がる福島盆地に含まれる北部と、阿武隈高地からなる南部の大きく2つに区分することができます。

本市の西北部を貫流する阿武隈川は、福島市と旧安達町との間の溪谷を形成し、その下流域に広がる福島盆地は、最も高度の低いところで海拔50m以下のところもあります。北部の阿武隈川左岸には、県都福島市と隣接して伊達地域が位置し、右岸に保原・梁川が位置しています。また、右岸南東側に広がる阿武隈高地に霊山・月舘が位置しています。この高地は浜通りとの間にあり、南北に500~800m程度の山が連なっているため、傾斜地が多く、用水の確保が困難な地域もあります。川俣町に源を発する広瀬川のほかに大きな河川はなく、小河川が複雑に入り組んでいます。

### 第3節 気候的特性

本市は、阿武隈川山系と奥羽山脈に囲まれた盆地状の地形のため、内陸性気候の特性を持っています。季節間の気温差が大きく、年間平均気温は約14℃、年間降水量は、約900mmとなっています。

表2-1 気象の概況（過去5年）

	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速	降水総量
令和2年	13.5℃	38.2℃	-7.8℃	1.9m/S	977.5mm
令和3年	13.4℃	38.0℃	-11.0℃	2.0m/S	970.5mm
令和4年	13.3℃	38.4℃	-11.5℃	1.9m/S	835.5mm
令和5年	14.6℃	40.0℃	-8.9℃	1.8m/S	846.0mm
令和6年	14.8℃	37.3℃	-9.0℃	1.9m/S	889.5mm
平均	13.9℃	38.4℃	-9.8℃	1.9m/S	903.8mm

出典：気象庁「梁川(福島県)年ごとの値主要要素」

第4節 人口動態

本市の人口は、平成29年以降、男女ともに減少している一方で、65歳以上の人口は横ばいで推移しています。本計画における令和6年の人口予測 56,286 人に対して、実績数は 55,182 人となり、急速な人口減少が進行しています。

表2-2 各年4月1日現在の人口

	人口（人）			予測人口	予測人口との増減率(%)
	総数	男	女	総数	
平成27年	61,729	30,033	31,696	63,215	▲2.4
平成28年	61,868	30,298	31,570	62,445	▲0.9
平成29年	61,115	29,898	31,217	61,675	▲0.9
平成30年	60,368	29,459	30,909	60,905	▲0.9
平成31年	59,674	29,139	30,535	60,136	▲0.8
令和2年	58,891	28,737	30,154	59,366	▲0.8
令和3年	57,726	28,075	29,651	58,596	▲1.5
令和4年	56,850	27,664	29,186	57,826	▲1.7
令和5年	56,019	27,270	28,749	57,056	▲1.8
令和6年	55,182	26,862	28,320	56,286	▲2.0

出典：伊達市ホームページ「伊達市の現住人口」

図2-1 性別ごと人口推移（※各年とも4月1日現在）

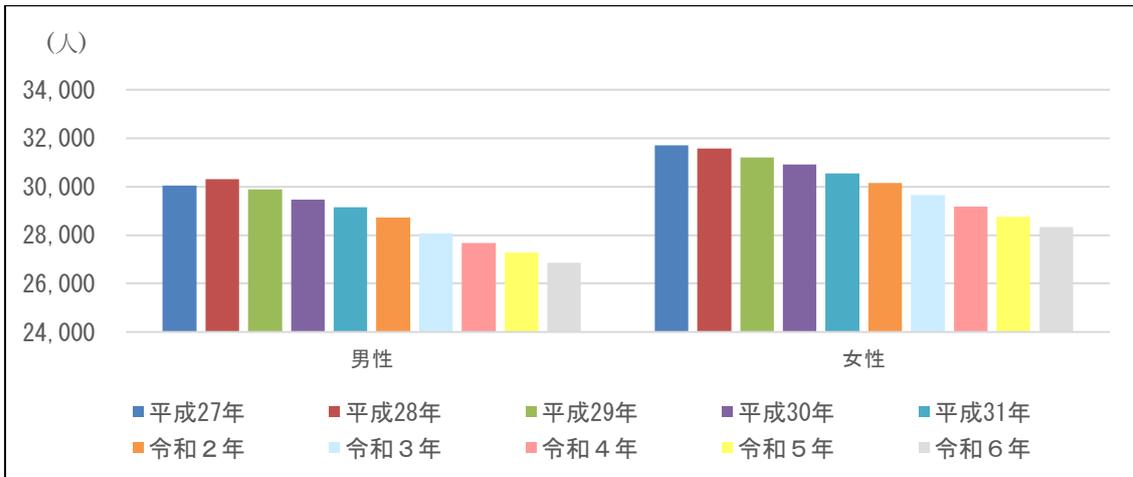
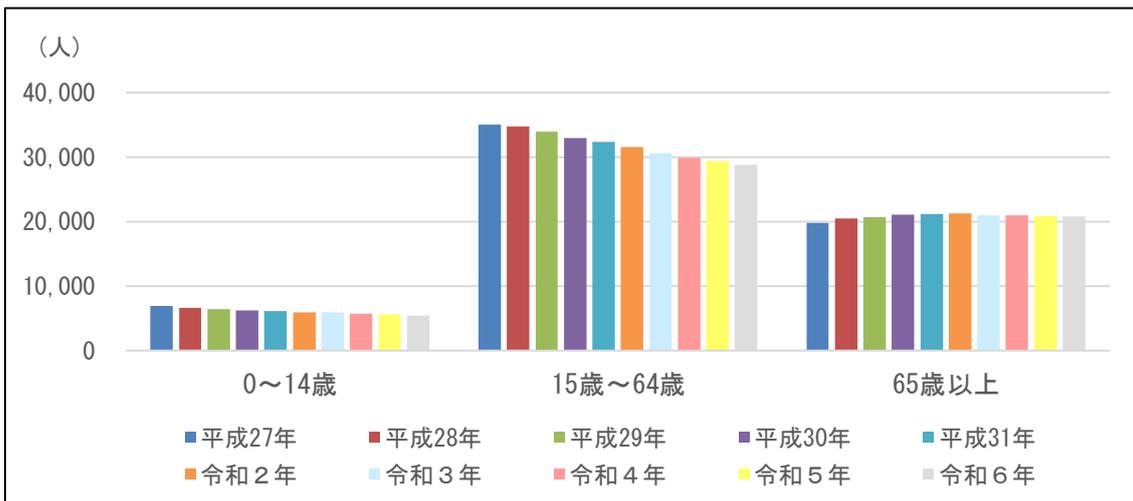


図2-2 年齢別人口推移（※各年とも4月1日現在）



## 第5節 産業動向

### 1 就業人口の推移

本市の産業別人口構造は、次のとおり、令和2年は平成27年と比較すると、全ての産業で就業人口が減少しています。また、サービス業をはじめとした第3次産業の割合が増加する一方で、農業や製造業などを中心とする第1次産業、第2次産業の就業割合は減少しています。

表2-3 産業別就業人口（単位：人）

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	合計
平成17年	5,818	11,640	18,147	35,605
平成22年	4,303	9,789	16,606	30,698
平成27年	4,022	9,715	17,185	30,922
令和2年	3,674	8,879	16,352	28,905

表2-4 産業別構成比率（単位：％）

	第1次産業	第2次産業	第3次産業	合計
平成17年	16.3	32.7	51.0	100
平成22年	14.0	31.9	54.1	100
平成27年	13.0	31.4	55.6	100
令和2年	12.7	30.7	56.6	100

出典：総務省「国勢調査」

### 2 第1次産業

#### (1) 農業

本市の専業・兼業農家の戸数の推移は表2-5のとおり、総農家数は減少傾向し、令和2年の主業農家数は、平成17年と比べ1,823件（約32%）、準主業農業数は623件（約55%）、副業的農家は408件（約22%）減少しています。

表2-5 農家数の推移（単位：戸）

	総農家数	主副業別農家数			自給的農家数
		主業農家	準主業農家	副業的農家	
平成17年	5,727	1,138	949	1,821	1,819
平成22年	5,423	887	905	1,586	2,045
平成27年	4,563	664	440	1,530	1,929
令和2年	3,904	515	244	1,413	1,732

出典：農林水産省「農林業センサス」

※主業農家：経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上で、農家所得の50%以上が農業所得で、65歳未満で60日以上農業従事者がいる農家

※準主業農家：経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上で、農家所得の50%未満が農業所得で、65歳未満で60日以上農業従事者がいる農家

※副業的農家：経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上で、65歳未満で60日以上農業従事者がいない農家

※自給的農家：経営耕地面積30アール未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家

(2) 林業

表2-6のとおり、本市の面積の約半分は森林で、そのうち8割が私有林です。

表2-6 森林の所有形態(単位：ヘクタール)

行政区面積		26,510	
所有形態	国有林	514	
	私有林	公有林	1,866
		私有林	10,606
		森林農地整備センター	386
合計		13,372	
森林比率		50.4%	

出典：福島県「令和5年福島県森林・林業統計書」

3 第2次産業

表2-7のとおり、平成26年以降、建設業・製造業の事業所は減少しています。

表2-7 第2次産業の事業所数の推移(単位：事業所)

	鉱業	建設業	製造業	合計
平成21年	2	462	338	802
平成24年	0	403	304	707
平成26年	0	392	310	702
平成28年	0	375	273	648
令和3年	0	343	234	577

出典：総務省「経済センサス基礎調査、活動調査」

4 第3次産業

表2-8のとおり、令和3年の第3次産業事業者数は、卸売・小売、医療・福祉の事業所が多く存在しています。

表2-8 第3次産業の事業所数の推移(単位：事業所)

	情報通信	運輸・郵便	卸売・小売	金融・保険	不動産	学術研究・技術	宿泊・飲食	生活関連・娯楽	教育・学習支援	医療・福祉	複合サービス	その他
平成21年	8	89	807	30	217	68	226	266	57	133	62	195
平成24年	7	77	720	25	210	63	201	261	51	132	4	182
平成26年	5	69	680	24	188	52	202	252	52	160	42	177
平成28年	5	71	659	22	179	57	205	252	57	170	37	185
令和3年	4	68	605	20	183	53	171	233	47	188	38	184

出典：総務省「経済センサス基礎調査、活動調査」

## 第3章 一般廃棄物処理の現状

### 第1節 一般廃棄物排出の状況

#### 1 一般廃棄物の分別区分と排出方法

##### (1) 分別区分

本市の一般廃棄物は、可燃ごみ、不燃ごみ、びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装（以下「廃プラ」という。）、粗大ごみ、古紙類、使用済小型家電、充電式電池類に区分しています。

##### (2) 排出時間

一般廃棄物の排出時間は、伊達地域が午前8時30分まで、それ以外の地域が午前8時までとなっています。

##### (3) 収集場所

収集場所は、ステーション方式を採用しています。

使用済小型家電、充電式電池類は、公共施設等に設置した回収ボックスにて収集し、リサイクル業者に引き渡しています。

家庭から出る可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、粗大ごみは、伊達地方衛生処理組合清掃センターに直接搬入も可能で、無料で受け入れています。

#### 2 収集・運搬方法

##### (1) 収集運搬の実施主体

生活系の一般廃棄物収集運搬作業は、本市が委託した収集・運搬業者が実施します。事業系の一般廃棄物の収集・運搬は、排出者自らの直接搬入、排出者が委託した許可業者により行われています。

生活系の一般廃棄物の直接搬入は無料ですが、事業系の一般廃棄物は10kgごと130円の手数料が徴収されています。

##### (2) 収集頻度

生活系の一般廃棄物の収集頻度は表3-1のとおりです。

表3-1 生活系の一般廃棄物の収集頻度

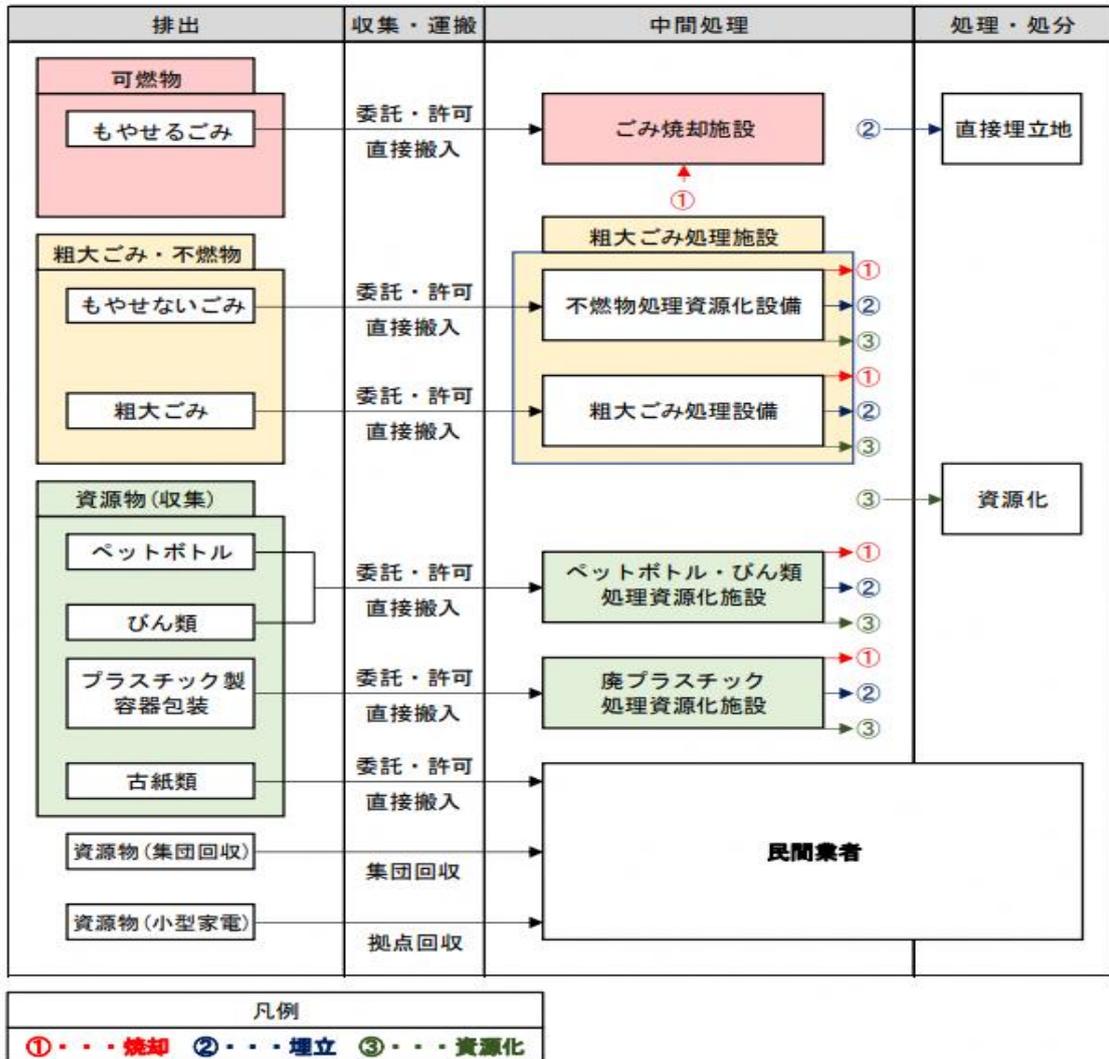
可燃ごみ	週2回	廃プラ	概ね2週に1回
不燃ごみ	月2回	粗大ごみ	年6回
びん類	月2回	古紙類	月1回
ペットボトル	月2回	使用済小型家電、充電式電池類	随時回収

第2節 一般廃棄物処理・処分の状況

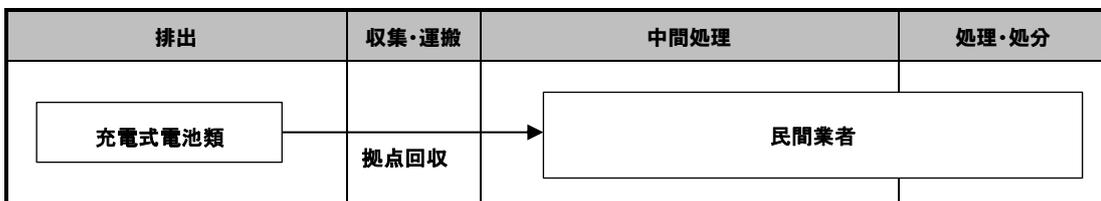
1 一般廃棄物処理・処分フロー

一般廃棄物の処理および処分のフローは 図3-1 にのとおります。

図3-1 一般廃棄物処理・処分フロー



出典：伊達地方衛生処理組合「一般廃棄物処理基本計画(令和4年8月)」



2 一般廃棄物処理の主体

① 収集・運搬②中間処理③最終処分に関する処理主体は表3-2のとおりです。

表3-2 処理主体

区分	収集・運搬	中間処理	最終処分
生活系ごみ	委託(本市)	組合	組合
事業系ごみ	事業者又は許可業者		
直接搬入ごみ	事業者又は個人		

### 第3節 一般廃棄物排出量等の状況

#### 1 一般廃棄物排出量

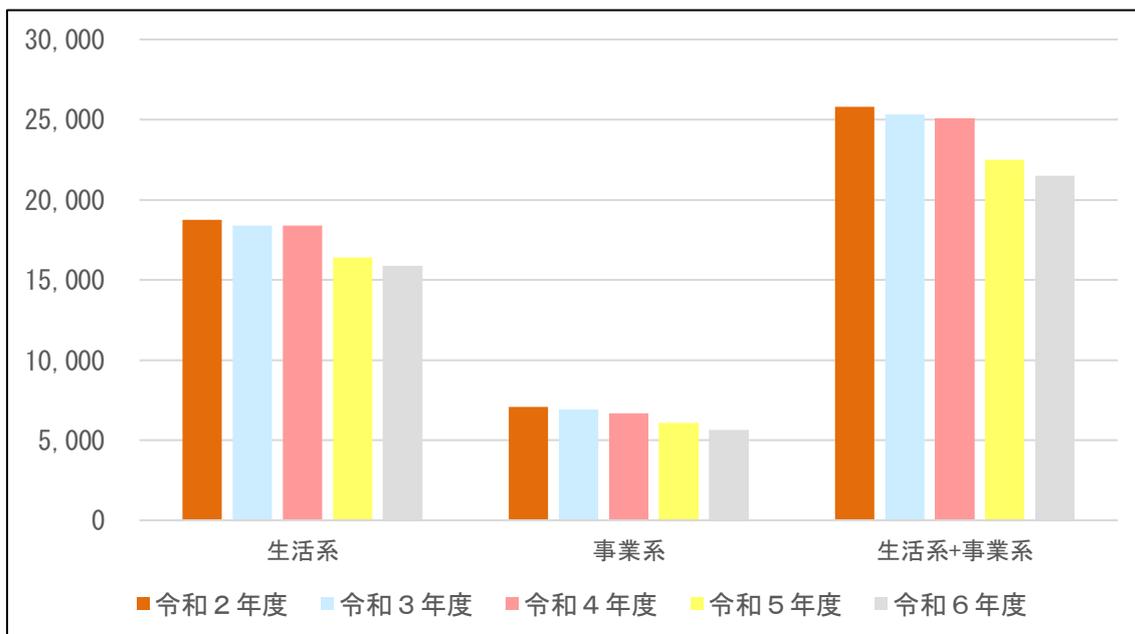
##### (1) 年間排出量

本市の過去5年間の一般廃棄物排出量の実績を表3-3に、生活系、事業系の排出量を図3-2に、種類別排出実績を表3-4に示します。

表3-3 一般廃棄物排出量の実績（単位：トン）

ごみの種類			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
一般廃棄物 排出量	生活系	可燃ごみ	14,273	13,945	13,840	12,605	12,213
		不燃ごみ	601	590	572	473	447
		びん類	456	433	425	402	386
		ペットボトル	162	167	167	173	176
		廃プラ	340	349	350	348	356
		その他資源ごみ	574	559	576	501	482
		粗大ごみ	1,857	1,883	1,954	1,512	1,485
		集団回収	492	448	508	387	318
		小計	18,755	18,374	18,392	16,401	15,863
	事業系	可燃ごみ	6,225	6,068	5,949	5,532	5,172
		不燃ごみ	34	31	29	39	31
		びん類	23	20	18	20	20
		ペットボトル	5	4	4	6	7
		廃プラ	3	3	3	0	0
		粗大ごみ	770	804	678	479	408
小計		7,060	6,930	6,681	6,076	5,638	
総計	25,815	25,304	25,073	22,477	21,501		

図3-2 生活系 事業系排出量（単位：トン）



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」※令和6年度については独自に計算した値。

表 3-4 種類別排出量の推移 (単位: トン)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
可燃ごみ	20,498	20,013	19,789	18,137	17,385
粗大ごみ	2,627	2,687	2,632	1,991	1,893
不燃ごみ	635	621	601	512	478
びん類	479	453	443	422	406
ペットボトル	167	171	171	179	183
廃プラ	343	352	353	348	356
その他資源ごみ	574	559	576	501	482
集団回収 (町内会等回収)	492	448	508	387	318
計	25,815	25,304	25,073	22,477	21,501

出典: 環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」※令和6年度については独自に計算した値。

図 3-3 可燃ごみの推移 (単位: トン)

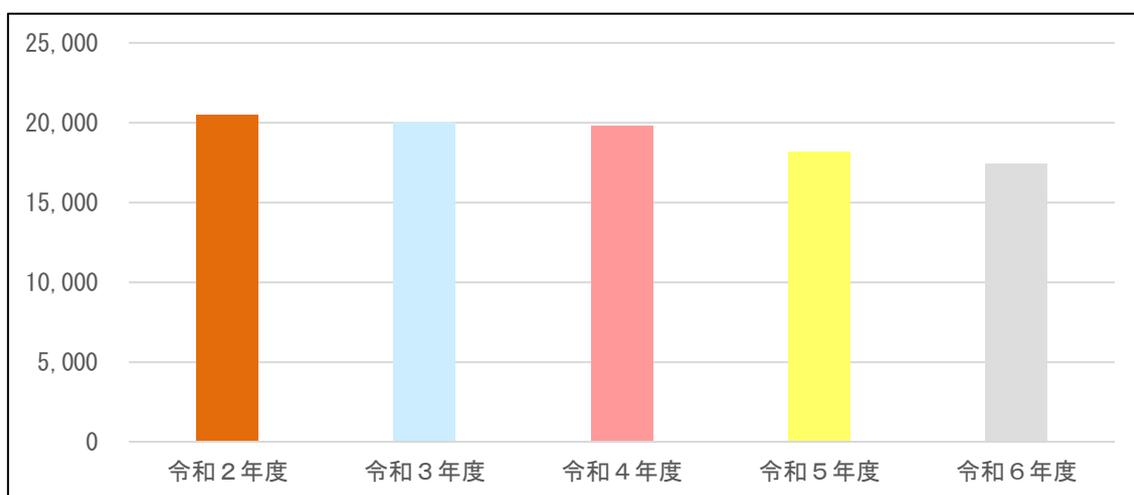
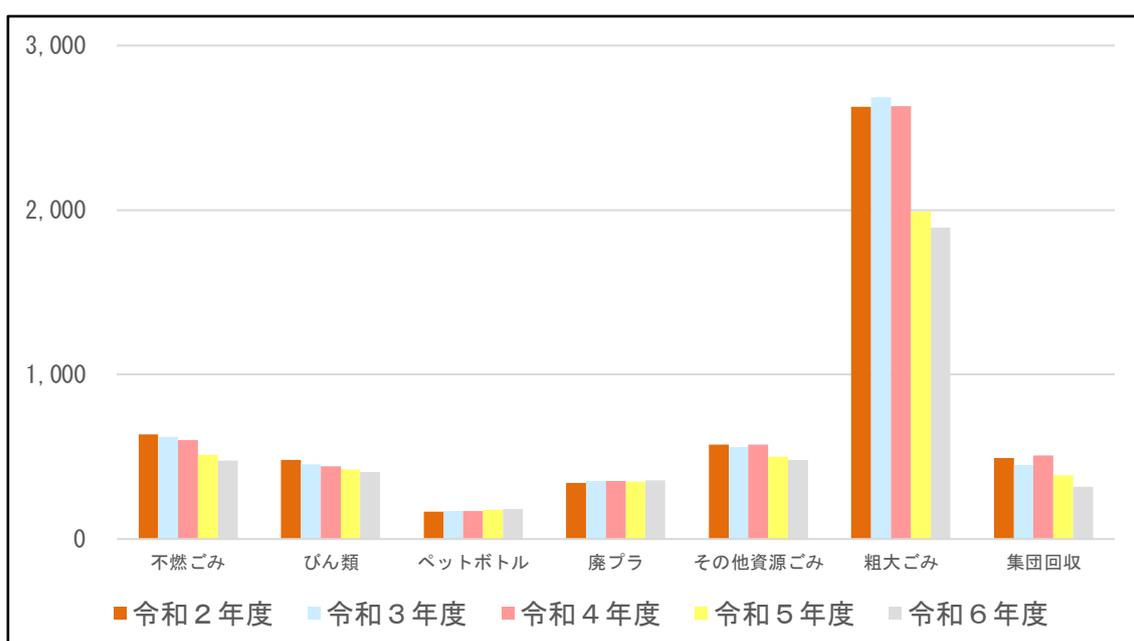


図 3-4 可燃ごみ以外の推移 (単位: トン)



## (2) 人口1人1日当たりのごみ排出量

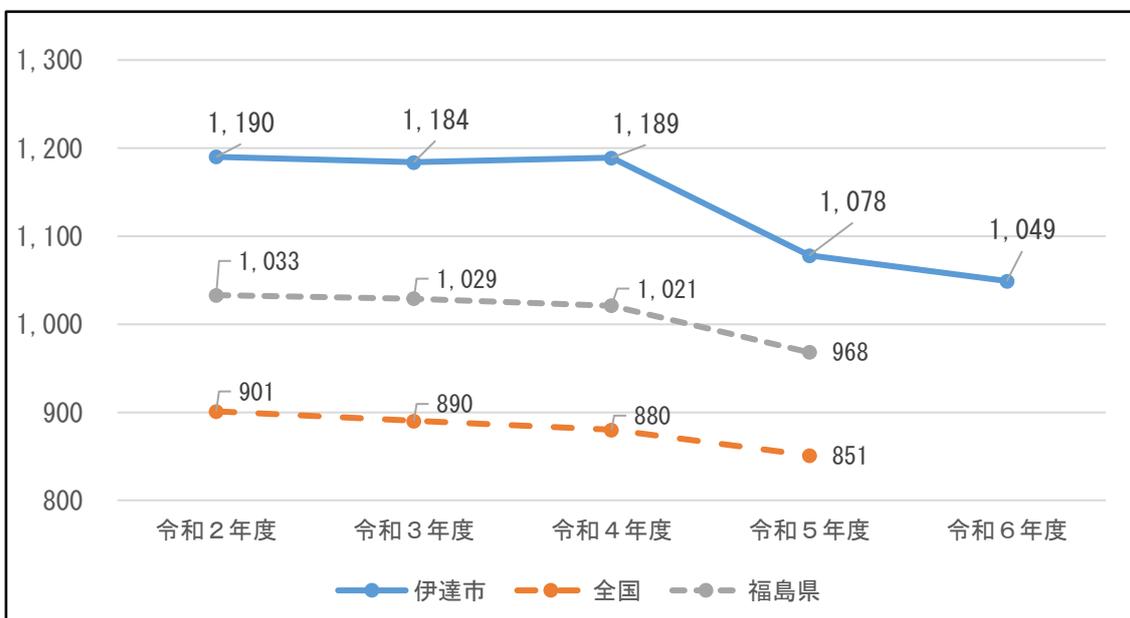
人口1人1日当たりのごみ排出量は表3-5 図3-5のとおり、近年減少傾向が続いていますが、全国及び福島県全体の排出量を上回っています。本計画において871グラム/人・日为目标としていましたが、現時点で目標達成しておらず、最終目標である令和12年度目標値871グラム/人・日を達成することは困難な状況です。

表3-5 人口1人1日当たりのごみ排出量の推移 (単位 グラムg/人・日)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
伊達市	1,190	1,184	1,189	1,078	1,049
全国	901	890	880	851	未公表
福島県	1,033	1,029	1,021	968	未公表

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」※令和6年度については独自に計算した値

図3-5 人口1人1日当たりのごみ排出量の推移(単位 グラムg/人・日)



## 2 中間処理

### (1) 焼却処理の状況

本市で回収した古紙類以外の一般廃棄物は伊達地方衛生処理組合清掃センターに運ばれ処理されています。分別収集した可燃ごみは直接焼却し処理されています。近年の焼却処理量は、表3-6のとおり年々減少しています。また、表3-7 3-8のとおり、焼却処理される可燃ごみのうち水分が約4割を占めていることや、水分以外の可燃ごみの約半分が紙類・布類であることから、水切りや分別の徹底を進めることにより、焼却処理量は減少させることができるものと考えます。

表3-6 焼却処理量の推移 (単位：トン/年)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
焼却処理量	22,566	22,202	21,961	19,792	17,385

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

表 3-7 可燃ごみの成分割合

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水分	41.0%	40.9%	45.1%	44.0%	50.3%
可燃物	52.5%	52.7%	49.4%	49.7%	43.2%
灰分	6.5%	6.4%	5.5%	6.3%	6.5%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

表 3-8 可燃ごみの種類別割合

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
紙・布類	42.4%	47.1%	42.8%	45.8%	52.7%
ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	23.3%	23.1%	22.6%	22.3%	12.7%
厨芥類	14.0%	13.2%	11.7%	12.0%	15.0%
木・竹・わら類	10.9%	8.8%	11.8%	11.6%	13.8%
不燃物類	4.3%	3.9%	6.2%	4.7%	1.5%
その他	5.1%	3.9%	4.9%	3.6%	4.3%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

## (2) リサイクルの状況

本市では、①分別収集②伊達地方衛生処理組合清掃センターでの処理③市民等の自主的な集団回収の方法で、ごみの資源化(リサイクル)に取り組んでいます。資源化量は、表3-9のとおり令和2年度以降は横ばいか減少傾向にあります。また、リサイクル率は表3-10のとおり福島県や全国の実績値を大きく下回っています。

表 3-9 資源化量の推移 (単位：トン/年)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
集団回収量	492	448	508	387	319
直接資源化量	553	559	574	501	481
施設資源化量	1,863	1,751	1,705	1,547	1,487
資源化総量	2,908	2,758	2,787	2,435	2,287

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

表 3-10 リサイクル率の推移

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
伊達市	11.0%	10.9%	11.1%	10.8%	10.6%
全国	20.0%	19.9%	19.6%	19.5%	未公表
福島県	13.2%	13.3%	12.8%	13.2%	未公表

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

### 3 最終処分

焼却残渣や不燃残渣は伊達地方衛生処理組合清掃センター内の処分地に埋め立てられ、図3-2のとおり、埋め立て量のほとんどが焼却灰となっている。

図3-2 埋立て処分量の実績



出典：伊達地方衛生処理組合「一般廃棄物処理基本計画(令和4年8月)」

#### 4 温室効果ガスの排出状況

伊達地方衛生処理組合清掃センターでのごみの焼却に伴う温室効果ガスの排出量は図3-3のとおり、温室効果ガス排出量の9割以上は廃プラスチックの焼却処理に伴うものとなっています。

図3-3 温室効果ガスの排出量

項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人口	人	97,920	96,577	95,033	93,551	92,037
焼却処理量	t/年	35,747	36,097	36,079	39,736	37,943
うち水分の割合	%	42.2	41.7	41.4	41.2	41.0
焼却処理量(乾燥ベース)	t/年	15,085	15,052	14,937	16,371	15,557
うち廃プラスチックの割合	%	24.5	25.7	26.8	24.4	23.3
廃プラスチック処理量	t/年	3,696	3,868	4,003	3,995	3,625
ごみの焼却に伴う温室効果ガス(CH <sub>4</sub> )	t/年	2.8	2.8	2.8	3.1	2.9
CO <sub>2</sub> 換算	t/年	68.8	69.5	69.5	76.5	73.0
ごみの焼却に伴う温室効果ガス(N <sub>2</sub> O)	t/年	1.9	1.9	1.9	2.1	2.0
CO <sub>2</sub> 換算	t/年	574.2	579.8	579.5	638.2	609.4
廃プラスチックの焼却に伴う温室効果ガス(CO <sub>2</sub> )	t/年	10,238	10,714	11,088	11,066	10,041
温室効果ガス排出量合計(CO <sub>2</sub> )	t/年	10,874	11,350	11,724	11,769	10,710
人口1人1日当たり温室効果ガス排出量(CO <sub>2</sub> )	kg/人・日	0.30	0.32	0.34	0.34	0.32

※焼却処理量中の廃プラスチックの割合は、ごみの種類組成「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」とした。

出典：伊達地方衛生処理組合「一般廃棄物処理基本計画(令和4年8月)」

#### 5 一般廃棄物処理費用の状況

一般廃棄物処理事業(し尿を除く。)に掛かる経費(収集運搬委託費及び伊達地方衛生処理組合分担金)の推移は表3-11のとおりで、処理経費、1人当たりの処理経費とも年々増加しており、物価高騰や労務単価の上昇などによるものと考えられます。

表3-11 一般廃棄物処理にかかる経費の推移(災害経費含まず。)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
処理経費(単位：千円/年)	607,030	632,470	649,600	717,975	749,709
人口(人)	59,436	58,552	57,754	56,988	56,149
1人あたり処理経費(単位：円/人・年)	10,213	10,802	11,248	12,599	13,352

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

## 第4節 一般廃棄物処理の評価と課題

### 1 各種指標による評価のまとめ

循環型社会形成に関する視点及び経済性に関する視点から、3つの指標を用いて本市のごみ処理を評価した結果は表3-12とおり、循環型社会形成に関しては、どの項目も目標値及び県平均より劣っており、指標の向上を図る必要があるといえます。

表3-12 本市のごみ処理の評価

視点		指標	評価のまとめ
循環型社会形成	廃棄物の発生	人口1人1日当たりのこみ総排出量	令和6年度実績値は1,049g/人・日で、本計画に掲げた871g/人・日の目標値よりも多い状況です。
	廃棄物の再生利用	リサイクル率	令和6年度実績値は10.6%で、本計画に掲げた20.0%の目標値には達していない状況です。
経済性	費用対効果	人口1人当たりの年間処理経費	令和6年度実績値は13,834円で、令和2年度10,213円と比較すると3,621円増加しており、物価高騰等の影響で、収集運搬・処理費用が高んでいる状況です。

### 2 具体的施策取組状況における評価のまとめ

本計画では、住民・事業者・行政それぞれの役割を分担したうえで、具体的な取組を展開してきましたが、平成28年度からの10年間、令和元年東日本台風、令和3年と令和4年の福島県沖地震による災害発生、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響などで、様々な活動が制限されたため、ごみ減量化・リサイクルに対する市全体の意識向上を継続的に実施できない状況が続きました。

### 3 一般廃棄物処理の課題

#### (1) 人口1人1日当たりのこみ総排出量

令和6年度における本市の人口1人1日当たりごみ排出量は1,049g/人・日で令和5年度の国851g/人・日、福島県968g/人・日と比較して多い状況にある。排出されるごみの約8割が可燃ごみであることから、可燃ごみを減量させる対策を検討する必要があります。

#### (2) リサイクル率

令和6年度における本市のリサイクル率は10.6%で、令和5年度の国の19.5%、福島県の13.2%と比較して大きな差が生じています。リサイクルできる物をハンドブックに基づき、適正に分別を行う対策を検討する必要があります。

#### (3) 一般廃棄物処理に対する市民意識の高揚

本市がこれまで取り組んできた広報等による普及・啓発活動を引き続き推進し、市民意識の高揚に今後も努める必要があるため、市民意識を改革する施策をより一層展開することが重要です。

#### (4) 収集・運搬

ごみ収集車の安全な運行管理や集積所の適正管理等について、管理主体である町内会などへの働きかけ、円滑な収集・運搬を維持する必要があります。また、世帯数や集積所の状況を見ながら効果的、効率的な収集・運搬体制を検討する必要があります。さらに、高齢化の進展に伴い、集積所までのごみ搬出が困難な住民が増加することから収集対策を整える必要があります。

#### (5) 不法投棄対策

不法投棄による廃棄物の不適正処理は、地域の生活環境に悪影響を及ぼすばかりでなく、適正処理を阻害する要因となっており、未然防止と原状回復のための方法が課題となっています。不法投棄監視員による監視、看板や監視カメラの設置など、不法投棄防止に努めていますが、投棄者の発見などに結びついていません。不法投棄監視員による監視を継続しながら、現地確認、土地所有者への改善依頼、警察署へ相談などを検討します。

#### (6) 災害廃棄物対策

令和元年東日本台風による水害や福島県沖地震による災害では災害特有の廃棄物が多量に発生し、平常時に収集・処理している廃棄物についても収集・処理が困難となりました。それらの教訓を踏まえ、「伊達市地域防災計画」「伊達市災害廃棄物処理計画」により、迅速かつ適正に災害廃棄物を処理し、住民の生活基盤の早期回復と生活環境の改善に万全を図る必要があります。

#### (7) 新しいリサイクルの検討

プラスチック資源循環促進法が令和4年4月に施行されたことにより、プラスチック製品の使用減量の推進・再資源化の検討が必要であることから、伊達地方衛生処理組合、構成町と連携を図り、引き続き検討する必要があります。また、伊達地方衛生処理組合と連携を図り、リチウムイオン電池類の適正な処理を図っていく必要があります。

## 第5節 一般廃棄物発生量及び処理量の見込み

### 1 人口の将来予測

人口推計と実績については前述、表2-2のとおりとなっており、推計と実績の差は推計に対して約1.4%減少していたため、本数値に基づき、令和8年以降の将来予測人口を表3-13に示します。

表3-13 人口の将来予測

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
前回推計	55,517人	54,747人	53,977人	53,207人	52,437人	51,667人
今回推計	54,740人	53,981人	53,221人	52,462人	51,703人	50,944人

### 2 一般廃棄物総排出量の推計

人口推計及び過去の排出量をもとに推計したごみの総排出量を表3-14に示します。

人口減少の影響と減量化推進を伴った排出量を推計します。

表3-14 一般廃棄物の総排出量

	令和7年度	令和8年度	令和9年	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人口推計	54,740人	53,981人	53,221人	52,462人	51,703人	50,944人
排出量推計	20,380 t	19,526 t	18,668 t	17,827 t	17,003 t	16,196 t

## 第4章 一般廃棄物処理基本計画

### 第1節 基本方針等（目標年次）

前章における現状と課題を踏まえ、①3R（ごみの発生抑制、再使用、再生利用）の推進②ごみの適正処理の推進に加え、③市民・事業者・行政が一体となって循環型社会づくりの推進を施策の基本的な方針として取り組んでいくこととします。

### 第2節 計画の数値目標

#### 1 目標設定の考え方

国は、廃棄物処理法第5条の2第1項に基づいて定めた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「廃棄物処理法の基本方針」という。）の中で目標値を表4-1のとおり定めています。

表4-1 廃棄物処理法の基本方針

指標	目標値 (令和12年度)	目標値達成に向けた施策
①一般廃棄物の排出量	約37百万トン	・（国民）国民によるごみ発生抑制に向けた行動が重要であり、商品購入の際に、容器包装の少ない商品、繰り返し使用できる商品、有機資源由来の商品など環境に配慮された商品の選択に努める。 また、レンタル・リース、サブスクリプション、シェアリングなどのサービスの利用も排出削減に有効である。特に食品については、期限表示への理解、適量の購入、食べきりなどによって、食品ロスの削減に資する行動が重要である。
②一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	約478グラム	・（国民）国民がごみを排出する際には、分別排出を行うことで、自治体などの循環利用に向けた取組に協力することが重要である。 参考サイト：Re-Style - 限りある資源を未来につなぐ。今、僕らにできること。（env.go.jp）※循環型社会のライフスタイル促進活動「Re-Style」HP
③一般廃棄物の出口側循環利用率	約26%	・（事業者）事業者は、国民の行動を後押しするため、物の製造・加工・販売等に際して、その製品や容器などが廃棄物となった場合に、排出抑制・分別排出・循環利用が円滑にできるよう配慮することが重要である。
④一人一日当たりごみ焼却量	約580グラム	・（自治体）住民のごみの排出抑制に関し、普及啓発などを行うとともに経済的インセンティブを活用した排出抑制等を進めるため、廃棄物処理の有料化の導入といった方法をとることもできる。
⑤一般廃棄物の最終処分量	約3.2百万トン	・（自治体）廃棄物の分別収集・再生利用を推進し、循環利用を進める。例えば他の市町村や都道府県との連携により広域的な循環利用を進める。さらに、再生利用の効率化の観点から、関係機関との連携体制構築や民間事業者の活用を行う。 参考サイト： (1) 一般廃棄物処理基本計画策定指針   環境再生・資源循環   環境省 (env.go.jp)

指標	目標値 (令和12年度)	目標値達成に向けた施策※
		<p>(2) 環境省_市町村の一般廃棄物処理事業の3R化のための支援ツール (env. go. jp)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(政府) 国民の取組を後押しするためにも、環境教育やマイバッグ・マイボトルの持参、適量購入などの普及啓発に取り組む。例えば、食品ロス削減に向けて、飲食店での食品ロス削減を呼びかける「mottECO」普及啓発活動を進める。</li> <li>・(政府) 廃棄物の循環利用を進めるため、廃掃法上の特例制度である再生利用に係る特例制度や広域認定制度の円滑な運用を図る。</li> <li>・(政府・自治体) 特に④については、一般廃棄物処理施設整備の支援あたって、適正処理を確保しつつ発生抑制・分別・再資源化などの推進による焼却量削減の取組を進め、資源循環型の処理システムを構築するとともに、温室効果ガス排出の抑制を図る。</li> </ul>
⑥産業 廃棄物の 排出量	約374百万トン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(事業者) 原材料の選択や製造工程・輸送工程の工夫、取引慣行の改善などにより、製造・流通・販売のサプライチェーン全体で廃棄物の排出抑制を進める。</li> </ul>
⑦産業 廃棄物の 出口側循環 利用率	37%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(事業者) 排出した廃棄物については、再生利用の拡大に向けて、製造事業者と廃棄物・リサイクル事業者の動静脈連携により再生材の活用を進める。</li> <li>・(政府) 廃棄物の適正な処理を確保するため、各種法制度の整備・運用を行うとともに、先進的な事例に関する情報提供等により、普及啓発を行う。</li> </ul>
⑧産業 廃棄物の 最終処分 量	約7.8百万トン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(政府) 廃棄物の循環利用を進めるため、廃掃法上の特例制度である、再生利用に係る特例制度や広域認定制度の円滑な運用を図る。令和6年5月に成立した再資源化事業等高度化法により、再生資源の質と量の確保とともに動静脈連携を進める。排出量の増大が見込まれる使用済み太陽光パネルについて、リサイクル促進に向けた制度を整備する。さらに、再生利用が進んでいない分野に加えて、実用化されている技術についても選別技術の向上や再生品の品質安定化、低コスト化などを図り、再生品の利用を促進するための技術開発を進める。</li> </ul> <p>参考サイト：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 太陽光発電設備リサイクル制度小委員会   環境省 (env. go. jp)</li> <li>(2) 再資源化事業等高度化法の概要 000229697. pdf (env. go. jp)</li> </ol>

福島県は、平成14年に福島県廃棄物処理計画を策定した後、数次の改定を行いながら、廃棄物の排出抑制や適正処理等に取り組み、直近では、令和4年1月、令和8年度、令和12年度を目標年度とする計画を表4-2のとおり策定しました。

表4-2 福島県廃棄物処理計画の目標値

1人1日当たりのごみの排出量の目標値（単位：g/人・日）

令和元年度	令和3年度	令和8年度		令和12年度	
実績値	前計画目標値	予測値	目標値	予測値	目標値
1,035	935以下	990	923以下	976	全国平均値以下 目標参考値860

リサイクル率の目標値（単位：%）

令和元年度	令和3年度	令和8年度		令和12年度	
実績値	前計画目標値	予測値	目標値	予測値	目標値
12.7	21.0以上	9.8	16.0以上	8.2	全国平均値以上 目標参考値17.5

出典：福島県「福島県廃棄物処理計画【令和4年1月】」

本市は、伊達市第3次総合計画及び第2次伊達市環境基本計画において、表4-3のとおり目標値を設定しています。

表4-3 本市の他計画における目標値

計画名	策定年月	対象	目標年度	目標値
伊達市第3次総合計画	令和5年	市民1人1日当たりごみの排出量	令和9年度	871g以下
		リサイクル率	令和9年度	20.0%以上
第2次伊達市環境基本計画	令和3年	市民1人1日当たりごみの排出量	令和12年度	871g以下
		リサイクル率	令和12年度	20.0%以上

上位計画におけるこのような目標設定状況から、本計画の目標設定にあたっては令和12年度を目標年度とし、引き続き、①市民1人1日当たりごみの排出量、②リサイクル率の2つの数値目標を設定することとします。

#### 4 具体的な目標

##### (1) 市民1人1日当たりごみの排出量

令和7年度の本市の市民1人1日当たりごみの排出推計値は1,024グラムであり、令和6年度の1,049グラムに比べ、25グラム減少していますが、前計画で目標としていた871グラムと比べ多い状態です。

令和12年度排出量871グラム以下を達成することを目指すため、各年度の目標値を表4-4のとおり示し、必要な取り組みを実施します。

表4-4 各年度市民1人1日当たりごみの排出量目標値

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
実績値	推計値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値
1,049g	1,024g	994g	964g	934g	904g	871g

## (2) リサイクル率

令和6年度のリサイクル率は10.6%であり、令和5年度の10.8%に比べ0.2%減少しています。前計画ではリサイクル率に関する目標値設定をしていませんが、環境負荷を低減する循環型社会形成推進など、資源の再利用は必要不可欠です。このような状況を踏まえ、リサイクル率を新たな目標として設定します。目標値の設定については、伊達市第2次伊達市環境基本計画に沿い、令和12年度リサイクル率20.0以上を目指します。目標達成に向けた各年度の参考値を表4-5のとおり示します。

令和11年度末までに、プラスチック使用製品廃棄物（硬質プラスチック）の分別収集実施に伴い、リサイクル率の上昇を見込んでいる。

表4-5 リサイクル率目標値

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
実績値	推計値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値
10.6%	11.0%	12.2%	13.6%	15.0%	17.0%	20.0%

## 第5章 計画実現への取り組み

### 第1節 一般廃棄物排出抑制のための方策に関する事項

本市の一般廃棄物処理における将来の姿を実現するための取組体制を図5-1に示します。

図5-1 目標達成のための取り組み体制

#### 基本方針

- ① 3R（ごみの発生抑制、再使用、再生利用）の推進
- ② ごみの適正処理の推進
- ③ 市民・事業者・行政が一体となって循環型社会づくりの推進

#### 行政

##### 【排出抑制・再資源化】

- ・ 情報提供の充実
- ・ 学習機会の創造
- ・ 排出者への助言及び指導
- ・ 受益と負担のあり方の検討

##### 【収集・運搬】

- ・ 分別ルール周知強化と指導
- ・ 多量排出者への指導
- ・ 事業者への指導、協力依頼

##### 【関連する施策】

- ・ 処理困難物の適正処理
- ・ 不法投棄対策の強化
- ・ 災害廃棄物対策

#### 住民

##### 【排出抑制・再資源化】

- ・ 再資源化や減量化の推進
- ・ マイバック、マイボトル利用推進
- ・ 生ごみ対策の強化
- ・ 再生資源利用などのエコ推進

- ・ 紙、プラスチック分別など再資源化向上への推進
- ・ 食品ロス削減

##### 【収集・運搬】

- ・ ごみ集積所の衛生的な管理の推進
- ・ ごみ出しルールの遵守

##### 【関連する施策】

- ・ 不法投棄の防止と監視の推進

#### 事業者

##### 【排出抑制・再資源化】

- ・ 減量化、再資源化、適正処理の推進
- ・ 環境配慮型の事業展開
- ・ レジ袋、包装の要否確認の推進
- ・ ペーパーレスの取組み推進

##### 【収集・運搬】

- ・ ごみ出しルールの遵守

##### 【関連する施策】

- ・ リサイクルの徹底
- ・ 廃棄物の適正処理

## 第2節 一般廃棄物処理基本計画の取り組み

### 1 発生抑制・再資源化

地域において循環型社会を形成するために、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たし、協働して一般廃棄物の発生抑制・再資源化を推進します。

#### (1) 行政の役割

##### ア 情報提供の充実

(ア) ごみの減量化、再生利用、さらにはごみの適正な分別に関する適切な啓発や情報提供を、チラシ等の配布、ホームページ、SNSなどを活用して行います。

(イ) 転入者、外国人等へ分かりやすい内容で周知します。

##### イ 学習機会の創造

学校や地域社会の場において、ガイドブックの活用や伊達地方衛生処理組合清掃センターの見学等を通じた環境教育を推進します。

##### ウ 排出者への助言及び指導

(ア) 引っ越しや年末年始などの際に出る多量ごみについて、再利用できるものはリサイクルショップの活用など、有効利用をしてごみを減らすことができる方法などを周知します。

(イ) マイバックを利用するなど、レジ袋等をできる限り使わないようにします。また、商品の購入に際して、詰め替え用品の活用や簡易包装の徹底などを図るよう周知します。

(ウ) マイボトルを利用するなど、缶やペットボトルの排出量の抑制を図るよう周知します。

##### エ 受益と負担のあり方の検討

ごみの減量化、再資源化、分別徹底に向けた取り組みを展開した後、減量化、再資源化の推進状況や財政状況を踏まえながら、受益と負担のあり方を検討します。

#### (2) 住民の役割

##### ア 再資源化や減量化の推進

使用可能品はフリマアプリやリサイクルショップ等を活用し、ごみの減量化に努めます。使い捨てプラスチックの使用を控えるようにします。

##### イ マイバック、マイボトル利用促進

過剰包装やレジ袋を使わないよう行動します。

##### ウ 生ごみ対策の強化

生ごみは、水分を多く含んでいるため、水切り、乾燥により水分を減らすことで、排出時の負担軽減やごみ集積所の美化などに努めます。

##### エ 再生資源利用などのエコへの推進

再生資源を利用した製品、エコマーク付き商品を利用します。

##### オ 紙、プラスチック分別など再資源化向上への推進

紙マークやプラマークの分別を行い、資源化向上に取り組めます。

##### カ 食品ロス削減

食材は無駄にならないよう買い過ぎに注意し食品ロスを減らすとともに、フードバンクの活用など食べ物を無駄にせず大切に作る心を育てます。

### (3) 事業者の役割

#### ア 減量化、再資源化、適正処理の推進

事業系一般廃棄物については、自ら減量化、再資源化、適正処理を行うよう推進します。

#### イ 環境配慮型の事業展開

商品の流通、販売などの各段階で発生する包装廃棄物については、事業者独自、又は、事業者間での再生、有効利用のルートを確立し、排出を抑制するよう活動します。

#### ウ レジ袋、包装の要否確認の推進

包装の要否について消費者に確認し、マイバックや買い物かごなどの使用を促進します。

#### エ ペーパーレスの取り組み推進

資料等については、可能な限り電子化しタブレットなどを使用することで印刷物を少なくします。また、パンフレット等を電子化し、ペーパーレス化に取り組みます。

## 2 収集・運搬

一般廃棄物を衛生的かつ迅速に収集し生活環境の保全に努めます。また、資源を円滑にリサイクルするために、分別収集の徹底と収集体制の充実を図ります。

### (1) 行政の役割

#### ア 分別ルール周知強化と指導

資源として分別収集しているものが、可燃ごみや不燃ごみとして排出されないよう、ごみの分け方と出し方について、幅広い年齢層に周知できるよう努めます。

#### イ 多量排出者への指導

排出ルールが守られない場合にはマナーの指導などを行います。

#### ウ 事業者への指導、協力依頼

事業系ごみを排出する場合には、自ら処理施設へ持ち込むか許可業者に収集を依頼するよう指導します。

### (2) 住民の役割

#### ア ごみ集積所の衛生的な管理の推進

ごみステーションを衛生的に管理します。

#### イ ごみ出しルールの遵守

(ア) 決められた日時に決められたごみを排出します。

(イ) ごみの減量化に努め、再資源化できるよう分別を行います。

(ウ) カセットボンベやスプレー缶は穴を開けるなど、危険物を混入しません。

(エ) リチウムイオン電池などの充電式電池類は、発火を防止するため、回収箱等を利用します。

### (3) 事業者の役割

#### ア ごみ出しルールの遵守

(ア) 事業系ごみは、生活系ごみステーションに排出せず、直接搬入するか許可業者に回収を依頼します。

(イ) 有害物、危険物等は、決められたルールに従って排出します。

### 3 関連する施策

適正処理困難物や不法投棄防止対策の対応を強化し、安全・安定な処理を行います。  
また、災害廃棄物について、国、県、近隣市町村と連携を図り適正に処分します。

#### (1) 行政の役割

##### ア 処理困難物の適正処理

家電リサイクル法などの対象品について、制度の仕組みや処理方法などをホームページウェブサイト等での情報発信に努めます。

##### イ 不法投棄対策の強化

不法投棄防止の、不法投棄監視員や職員によるパトロールの強化、関係機関との連携を強め、不法投棄をさせない環境づくりを強化します。

##### ウ 災害等廃棄物対策

伊達市災害廃棄物処理計画に基づき、災害等で多量の廃棄物が発生した場合、収集、運搬、処理、処分などを迅速に実施できるよう研修等を受講します。

#### (2) 住民の役割

##### ア 不法投棄の防止と監視の推進強化

不法投棄をせず、不法投棄を確認した場合、警察等へ通報します。

#### (3) 事業者の役割

##### ア リサイクルの徹底

紙マークやプラマークの分別を行うなどリサイクルの徹底に努めます。

##### イ 廃棄物の適正処理

産業廃棄物は自らの責任において適正に処理をします。

### 4 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

収集するごみの種類及び分別区分は、伊達地方衛生処理組合「一般廃棄物処理基本計画」に示された内容に従って行います。内容について図5-2に示します。

図5-2 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

**第7節 収集するごみの種類及び分別区分**  
 一般廃棄物の標準的な分別収集区分を表2-4-8に示す。  
 本組合の分別収集区分は、処理システムの指針で示されている標準的な分別収集区分のうち、**類型II**に該当する。  
 本組合においては、引き続き**類型II**に該当する現在の分別収集区分を継続しつつ、プラスチック資源循環法の施行を踏まえた製品プラスチックの分別収集の開始等、必要に応じて分別収集区分の変更を検討していく。

表2-4-8 一般廃棄物の標準的な分別収集区分<sup>※1</sup>

標準的な分別区分		類型I	類型II	類型III
①資源回収する容器包装	アルミ缶・スチール缶	○	○ <sup>※2</sup>	○
	ガラスびん	○	○	○
	ペットボトル	○	○	○
	プラスチック製容器包装	-	○	○
	紙製容器包装	-	○	○
②資源回収する古紙類・布類等の資源物（集団回収によるものを含む）		○	○	○
③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス		-	-	○
④小型家電		-	○	○
⑤燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）		○	○	○
⑥燃やさないごみ		○	○	○
⑦その他専用の処理のために分別するごみ		○	○	○
⑧粗大ごみ		○	○	○

※1 着色部は、本組合の分別収集区分に該当する区分を指す。  
 ※2 本組合では、缶類は「燃やさないごみ」として収集後、粗大ごみ処理施設にて選別し資源化している。

出典：伊達地方衛生処理組合「一般廃棄物処理基本計画 令和4年8月」

## 5 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

本市の区域から排出されるごみを伊達地方衛生処理組合の施設で適切に受け入れられるよう、収集回数、収集時間、収集方法等については、市民生活を配慮し、かつ収集業務に支障が生じないものとします。分別の方法及び収集日程は、広報及びホームページ等をもって詳しく周知します。

中間処理から最終処分については伊達地方衛生処理組合にて実施されているため、引き続き、適正な処理が行われるよう、連携及び協力を継続します。

## 6 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

伊達地方衛生処理組合が処理施設の整備に関して主体になっています。施設の長寿命化のためのごみ減量化の推進や施設の適切な運転管理や適切な改修・整備について組合と協議していきます。

### 第3節 計画の推進方法

#### 1 計画推進の方針

計画の推進のため、目標を効率的に達成する施策を展開します。

施策実施後、分析・評価等の検証を行い、必要に応じて施策の見直しを行います。

#### 2 計画推進の留意点

##### (1) 市民、事業者の理解と協力

ごみの減量・分別収集にあたっては、市民、事業者の理解と協力が不可欠であるため、周知啓発による理解と協力を得ながら、施策の推進を図ります。

##### (2) 情報の管理と分析

施策の分析・評価等の検証を行うため、人数や重さなどの客観的なデータ収集の収集に努めます。

##### (3) 合理的な財政運営

計画推進のための施策実施にあたっては、最小の経費で効果の高い施策となるように留意します。

### 第4節 計画の進行管理

#### 1 計画の進行管理

本計画の推進のため、毎年度、排出・処理状況を把握し、目標に対する達成状況などの評価を行います。また、その結果を基に、事業者や関係機関に適切な対応を促すとともに、各種施策の見直しや新たな施策の検討などを継続的に行います。状況把握、評価、見直しに当たっては、PDCAサイクルにより、進行を管理します。

#### 2 計画の見直し

本計画の目標最終年度である令和12年度には、目標の達成状況や社会情勢等の変化を踏まえて新たな計画の策定を行います。なお、国の基本方針や本計画の各事項等に変化があった場合には、その都度見直しを行います。